

本試験分析①

	2014	2015	2016	2017	2018
法令 択一式	80.8	96.9	91.1	102.8	97.4
多肢 選択式	14.2	19.9	16.5	16.8	16.1
一般知識	29.7	32.4	31.4	39.0	31.5
合計 (記述式除く)	124.7	149.3	139	158.6	145.0

本試験分析②

		2014	2015	2016	2017	2018	
法令科目	基礎法学	54.8%	40.3%	54.1%	72.5%	67.5%	難
	憲法	45.3%	68.4%	47.1%	60.5%	70.5%	易
	行政法	57.6%	71.5%	65.5%	66.1%	67.1%	並
	民法	43.6%	52.5%	55.2%	63.9%	52.2%	難
	商法	38.5%	34%	40.5%	58.5%	40.5%	難
一般知識	政経社	50.2%	48.7%	48.5%	59.0%	44.0%	難
	情報	62.8%	67.5%	56.6%	70.8%	64.5%	難
	文章理解	50.8%	66.5%	75.9%	93.5%	75.5%	難

本試験分析③

行政法	民法
19問中12問	Aランク
19問中5問	Bランク
19問中2問	Cランク
個数0 組合せ6	出題形式
19問中8問	判例問題
	9問中4問
	個数0 組合せ4
	9問中1問
	9問中4問

科目別出題傾向

	出題数	難易度	対策の容易性	必要時間
民法	76	難	財産法:難 家族法:難	多
行政法	112	標準	標準	標準
憲法	28	易	人権:易 統治:標準	人権:標準 統治:少
商法	20	会社:難 総則商行為:易	会社:標準 総則商行為:易	会社:標準 総則商行為: 少

既修者が陥りがちな誤解

《判例学習編》

- ・知らない判例がないように多くの判例を読まなければならない
- ・とにかく結論だけ覚える
- ・細かい知識を入れようとする

条文学習の留意点

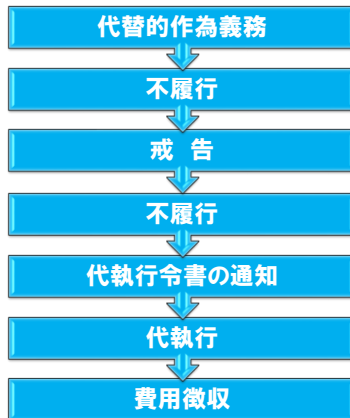
- ☑ 条文を理解する(フローや図を活用)
- ☑ テーマごとにまとめて押さえる
- ☑ キーワードを記憶

平成30年度 問題8 行政代執行法

問題8 行政代執行法(以下「同法」という。)に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 代執行に要した費用については、義務者に対して納付命令を发出したのち、これが納付されないときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収することができる。
- イ 代執行を行うに当たっては、原則として、同法所定の戒告および通知を行わなければならないが、これらの行為について、義務者が審査請求を行うことができる旨の規定は、同法には特に置かれていない。
- エ 代執行の実施に先立って行われる戒告および通知のうち、戒告においては、当該義務が不履行であることが、次いで通知においては、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは代執行をなすべき旨が、それぞれ義務者に示される。

過去問から学ぶ① 平成30年度 問題8 行政代執行法

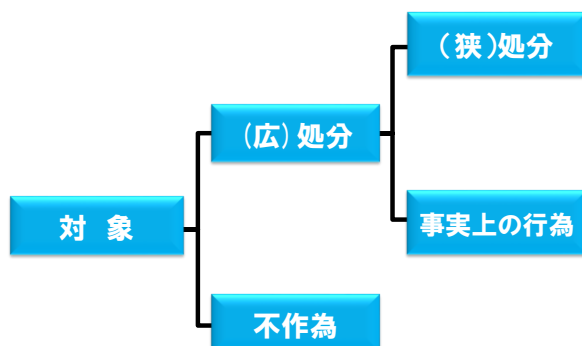


平成30年度 問題14 不作為についての審査請求

問題14 行政不服審査法の定める不作為についての審査請求に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

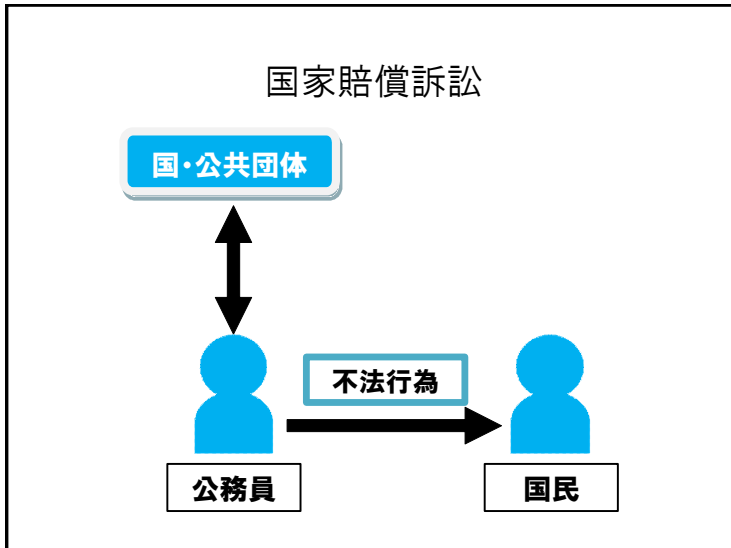
- 2 不作為についての審査請求は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がなされていないときにも、なすことができる。
- 3 不作為についての審査請求の審査請求期間は、申請がなされてから「相当の期間」が経過した時点から起算される。
- 4 不作為についての審査請求の審理中に申請拒否処分がなされた場合については、当該審査請求は、拒否処分に対する審査請求とみなされる。
- 5 不作為についての審査請求がなされた場合においても、審査庁は、原則として、その審理のために、その職員のうちから審理員を指名しなければならない。

過去問から学ぶ② 平成30年度 問題14 不作為についての審査請求



判例学習の留意点

- ☑ まずは重要判例の理解を深めること
- ☑ なぜその問題提起がなされたのか、なぜその結論に至ったのか、必ず理由と結論を結びつけること
- ☑ 暗記ではなく、理解→記憶、裁判官の思考過程を知ること



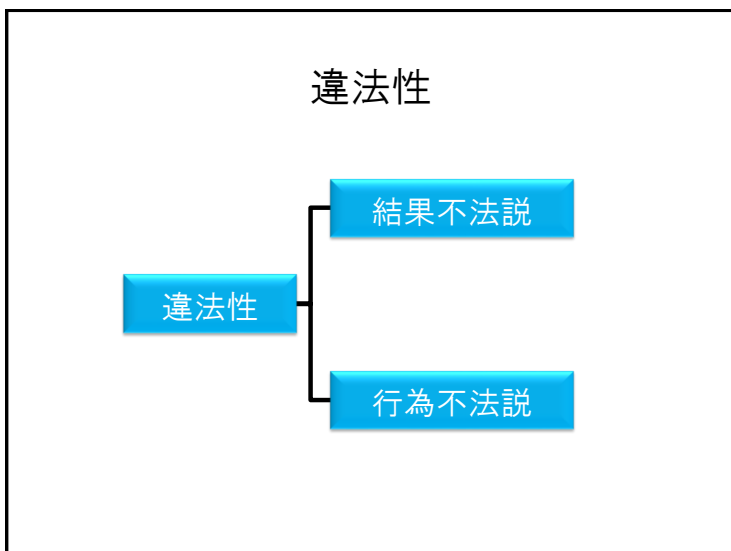
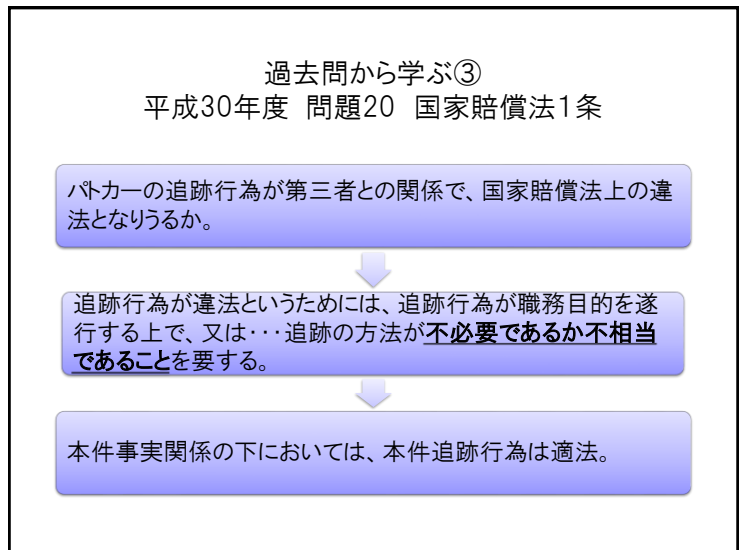
- ### 国家賠償訴訟 要件
- ①国または公共団体
 - ②公権力の行使
 - ③公務員
 - ④職務行為
 - ⑤故意・過失
 - ⑥違法性
 - ⑦損害の発生

平成30年度 問題20 国家賠償法1条

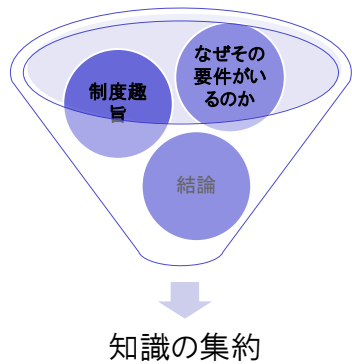
問題20 国家賠償法1条に関する次のア～オの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なもの組合せはどれか。

イ 警察官が交通法規等に違反して車両で逃走する者をパトカーで追跡する職務の執行中に、逃走車両の走行により第三者が損害を被った場合において、当該追跡行為が国家賠償法1条1項の適用上違法であるか否かについては、当該追跡の必要性、相当性に加え、当該第三者が被った損害の内容および性質ならびにその態様および程度などの諸要素を総合的に勘案して決められるべきである。

オ 公立学校における教師の教育活動も国家賠償法1条1項にいう「公権力の行使」に該当するから、学校事故において、例えば体育の授業において危険を伴う技術を指導する場合については、担当教師の指導において、事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務が尽くされたかどうかの問題となる。



使える知識の修得



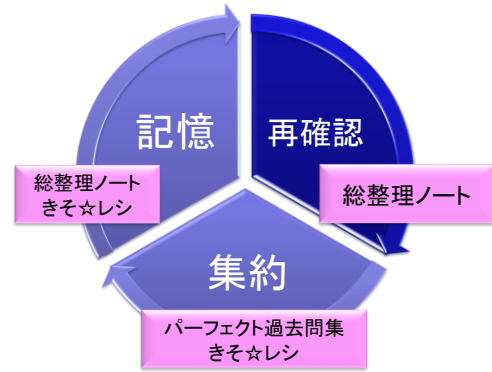
論理的思考を
フローでまとめる



「使える」知識の
養成

知識の集約

リーダーズ式☆3ステップ学習法



総整理ノート

★☆☆ 2.08.06

【制度趣旨】(法務省) 土地の権利関係の整理を目的として、その土地の権利関係について、地上権の取得が認められる場合、その権利関係は、その権利関係の整理により、権利関係が整理される。

【趣旨】 地上権の取得は、土地及びその上にある建築物が同一の所有権に属する場合には、その土地又は建築物につき地上権が設定され、その権利により所有権を行使することができる。また、地上権の取得は、土地の権利関係の整理により、権利関係が整理される。

【趣旨】 地上権の取得は、土地及びその上にある建築物が同一の所有権に属する場合には、その土地又は建築物につき地上権が設定され、その権利により所有権を行使することができる。また、地上権の取得は、土地の権利関係の整理により、権利関係が整理される。

【趣旨】(権利関係) 土地の権利関係の整理を目的として、その土地の権利関係について、地上権の取得が認められる場合、その権利関係は、その権利関係の整理により、権利関係が整理される。

【趣旨】(権利関係) 土地の権利関係の整理を目的として、その土地の権利関係について、地上権の取得が認められる場合、その権利関係は、その権利関係の整理により、権利関係が整理される。

受講対象者

- ☑ 受験回数2回目以降の方 (120点～150点が目安)
- ☑ 今までの受験が何となくで終わった方
- ☑ 短時間で基礎をがっちり固めたい方
- ☑ 学習のペースメイクが欲しい方

本講座の3つの強み

- 1 **リーダーズ式☆3ステップ学習法**
☞ 知識の再確認→集約→記憶
- 2 **講師オリジナル集約レシピ「きそ☆レシ」**
☞ 法的思考力に基づく「知識の使い方」
- 3 **実務で使える法的思考力の養成**
☞ 「法律を使える力」

今後のプレ講義・講座説明会

プレ講義 (再受験生のための法的思考プロセス講座)	講座説明会 (再受験生のための合格プロジェクト)
【第1弾】 東京本校 LIVE 12/1 (土) 18:00～20:00 Web配信 12/6～ 再受験生のための法的思考プロセス講座・行政法①	【第1弾】 東京本校 LIVE 12/1 (土) 20:00～21:00 Web配信 12/6～ 再受験生のための合格プロジェクト① ～過去問から知る合格に必要な力とは～
【第2弾】 東京本校 LIVE 12/15 (土) 18:00～20:00 Web配信 12/20～ 再受験生のための法的思考プロセス講座・行政法②	【第2弾】 東京本校 LIVE 12/15 (土) 20:00～21:00 Web配信 12/20～ 再受験生のための合格プロジェクト② ～敗因分析から学ぶ不必要な勉強～
【第3弾】 東京本校 LIVE 1/12 (土) 18:00～20:00 Web配信 1/17～ 再受験生のための法的思考プロセス講座・民法①	【第3弾】 東京本校 LIVE 1/12 (土) 20:00～21:00 Web配信 1/17～ 再受験生のための合格プロジェクト③ ～無駄な勉強時間をなくす知識整理術～
【第4弾】 東京本校 LIVE 1/19 (土) 18:00～20:00 Web配信 1/24～ 再受験生のための法的思考プロセス講座・民法②	【第4弾】 東京本校 LIVE 1/19 (土) 20:00～21:00 Web配信 1/24～ 再受験生のための合格プロジェクト④ ～合格のために今すべきこと・一年間の学習計画の立て方～